

2014年3月

お客さま 各位

埼玉りそな銀行

利用規定の一部改定に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、りそな外為Webサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

2014年3月31日（月）より、りそな外為Webサービスは新機能として「被仕向送金サービス」および「為替予約明細照会サービス」の追加いたしました。それに伴いまして「りそな外為Webサービス利用規定」を一部改定させていただきます。

なお改定内容の詳細につきましては、以下添付の「りそな外為Webサービス利用規定新旧対照表」または改定後の「りそな外為Webサービス利用規定」をご参照ください。

ご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先またはお取引店までお問い合わせください。

敬具

記

1. 改定日：2014年3月31日（月）
2. お問い合わせ先：埼玉りそな銀行法人部 アジアビジネスサポートG
TEL 048-814-5454

「リそな外為Webサービス利用規定」新旧対照表

| 変更箇所 | 変更前 | 変更後 |
|------------------|---|---|
| 第8条 外国送金サービスの取扱い | <p>1. 外国送金サービスとは、契約者の使用端末からの依頼に基づき、契約者が指定する指定する送金支払指定口座から送金資金を引き落としのうえ、外国送金の依頼を受け付けるサービスです。<u>外国送金受付</u>サービスでは、外貨預金入出金明細照会の機能も同時に利用できます。</p> <p>(2. ～3. 省略)</p> <p>4. 次の各号に該当する場合、<u>外国送金</u>サービスによる外国送金のお取り扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取り扱いができないこととなった場合であっても、契約者は当社から契約者へのお取り扱いできない旨の連絡、およびお取り扱いできない理由の通知が行われな</p> <p>いことに同意するものとします。</p> <p>((1)～(4)省略)</p> <p>(5) <u>外国送金</u>サービスによる依頼が当社所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。</p> <p>8. 契約者は、外国送金依頼後に受取人に外国送金資金が支払われていない場合など、外国送金取引に疑義がある場合は、直ちに申込書記載の<u>お取引店に照会するものとします。</u>(以下省略)</p> <p>9. ～11. 省略</p> <p>((6)～(7)、5. ～11. 省略)</p> <p><u>12. 外貨預金入出金明細照会について以下のとおりとします。</u> 以下省略</p> | <p>1. 外国送金サービスとは、契約者の使用端末からの依頼に基づき、契約者が指定する指定する送金支払指定口座から送金資金を引き落としのうえ、外国送金の依頼を受け付けるサービスです。<u>当</u>サービスでは、外貨預金入出金明細照会の機能も同時に利用できます。</p> <p>(2. ～3. 省略)</p> <p>4. 次の各号に該当する場合、<u>当サービス</u>による外国送金のお扱扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取り扱いができないこととなった場合であっても、契約者は当社から契約者へのお取り扱いできない旨の連絡、およびお取り扱いできない理由の通知が行われな</p> <p>いことに同意するものとします。<u>なお、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。</u></p> <p>((1)～(4)省略)</p> <p>(5) <u>当</u>サービスによる依頼が当社所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。</p> <p>8. 契約者は、外国送金依頼後に受取人に外国送金資金が支払われていない場合など、外国送金取引に疑義がある場合は、直ちに申込書記載の<u>お取引店に当社所定の手続により照会するものとします。</u>(以下省略)</p> <p>9. ～11. 省略</p> <p>((6)～(7)、5. ～11. 省略)</p> <p><u>本項目は第13条として表記</u></p> |
| 第9条 輸入信用状サービス | <p>1. 輸入信用状サービスとは、<u>利用者</u>が使用端末機から行った信用状の開設および条件変更申込を受け付けるサービスです。</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 契約者は、<u>輸入信用状</u>サービスによる信用状開設依頼および信用状条件変更依頼が国際商業会議所制定の「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」に従って取り扱われることに同意するものとします。また、本規定に定めのない事項については、契約者が銀行あてに別途差し入れている「信用状取引約定書」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。</p> <p>以下次葉</p> | <p>1. 輸入信用状サービスとは、<u>契約者</u>が使用端末機から行った信用状の開設および条件変更申込を受け付けるサービスです。</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 契約者は、<u>当</u>サービスによる信用状開設依頼および信用状条件変更依頼が国際商業会議所制定の「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」に従って取り扱われることに同意するものとします。また、本規定に定めのない事項については、契約者が銀行あてに別途差し入れている「信用状取引約定書」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。<u>なお、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。</u></p> <p>以下次葉</p> |

| 変更箇所 | 変更前 | 変更後 |
|--|---|---|
| <p>第9条 輸入信用状サービス</p> <p>第10条 被仕向送金サービス</p> | <p>4. 次の各号に該当する場合、輸入信状サービスによる輸入信用状の開設および条件変更のお取り扱いはできません。(以下省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>以下次葉</p> | <p>4. 次の各号に該当する場合、当サービスによる輸入信用状の開設および条件変更のお取り扱いはできません。(以下省略)</p> <p>1. 被仕向送金サービスとは、契約者宛の外国送金が当社(ただし当社の本支店に限ります)に到着した旨をあらかじめ契約者が「りそなビジネスダイレクト」の利用者登録メニューで登録いただいたメールアドレスに通知し、契約者の使用端末機からの依頼に基づき、契約者があらかじめ指定する契約者名義の口座へ当該外国送金(以下、「被仕向送金」といいます)の入金指図を受け付け、入金処理を行うサービスです(電話での到着のご案内は行いません)。</p> <p>2. 当サービスは本規定の第6条第2項による取引依頼により依頼内容が確定し、当社所定の手続き等が完了した時点で成立するものとします。</p> <p>3. 当サービスを利用した被仕向送金入金依頼は、当社所定の時限までに受け付けたものを、当日に受け付けたものとして取り扱うものとします。当社所定の時限を過ぎて受け付けたものについては、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、営業日とは日本国内における当社の本支店が営業している日をいいます。</p> <p>4. 次の各号に該当する場合、当サービスの取り扱いはできません。また、サービス依頼内容が確定した後でお取り扱いができないこととなった場合であっても、契約者は当社から契約者へ取り扱いできない旨の連絡およびお取り扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。なお、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。</p> <p>(1) 当サービスによる依頼が当社所定の取扱日および時間の範囲を超えたとき。</p> <p>(2) 直物相場における取引において、外国為替相場が急激に変動し当社の外国為替相場が市場連動制に移行したとき。</p> <p>(3) 依頼データの入力不備など依頼内容に瑕疵があったとき。</p> <p>5. 当社に到着した被仕向送金の通貨と契約者が被仕向送金入金指図で指定した入金口座の通貨が異なる場合に適用される為替相場については以下の通りとします。</p> <p>以下次葉</p> |

| 変更箇所 | 変更前 | 変更後 |
|-----------------|---|--|
| 第10条 被仕向送金サービス | (新 設) | <p>(1) 直物相場における取引は、入金取引日における当社所定の外国為替相場とします。</p> <p>(2) 前号に関わらず、契約者が予め当社との間で為替予約を締結している場合において、被仕向け送金入金依頼データに当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の外国為替相場とします。</p> <p>6. 契約者は、外為法等の各種法令において、当局宛に書類等を提出する必要がある場合、当社所定の期間内に、当社宛に当該書類等を提出するものとします。</p> <p>7. 次の場合には、当社は契約者に通知することなく、被仕向送金入金手続きの中止、または取消を行うことがあります。そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(1) 外為法、その他日本および外国の法令上取り扱えない被仕向送金入金の場合。</p> <p>(2) 前6. にかかわらず、外為法上必要な書類等が当社所定の期間内までに、申込書のお取引店に到着しない場合。</p> <p>(3) 送金目的を当社が確認できない場合。</p> <p>(4) 送金が犯罪にかかわるものであると疑われる等相応の事由がある場合。</p> <p>(5) 本人確認未済の口座への被仕向送金入金指図取引の場合。</p> <p>(6) 被仕向送金入金依頼データの不備、その他の理由により、依頼された被仕向送金入金手続きを行えないと当社が判断した場合。</p> |
| 第11条 外貨預金振替サービス | <p>第10条 外貨預金振替サービス</p> <p>1. 省略</p> <p>2. <u>外貨預金振替</u>サービス利用にあたっては、「外国送金サービス」<u>または</u>「輸入信用状サービス」の申込が必要です。</p> <p>3. <u>本</u>サービスは本規定6条第2項による取引依頼により依頼内容が確定し、当社所定の手続等が完了した時点で成立するものとします。</p> <p>(4. 省略)</p> <p>以下次葉</p> | <p>第11条 外貨預金振替サービス.</p> <p>1. 省略</p> <p>2. <u>当</u>サービス利用にあたっては、「外国送金サービス」、「輸入信用状サービス」<u>または</u>「<u>被仕向送金サービス</u>」の申込が必要です。</p> <p>3. <u>当</u>サービスは本規定6条第2項による取引依頼により依頼内容が確定し、当社所定の手続等が完了した時点で成立成立するものとします。</p> <p>(4. 省略)</p> <p>以下次葉</p> |

| 変更箇所 | 変更前 | 変更後 |
|-------------------|--|--|
| 第11条 外貨預金振替サービス | <p>5. 次の各号に該当する場合、外貨預金振替サービスの取り扱いはできません。また、サービス依頼内容が確定した後で取り扱いできないこととなった場合であっても、契約者は当社から契約者へ取り扱いできない旨の連絡および取り扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。なお、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(4) 外貨預金振替サービスによる依頼が当社所定の時間の範囲を超えたとき。</p> <p>(5)～(8)省略</p> <p>6. 外貨預金振替サービスに適用される為替相場については次のとおりとします</p> <p>((1)～(2)、7. 省略)</p> | <p>5. 次の各号に該当する場合、外貨預金振替サービスの取り扱いはできません。また、サービス依頼内容が確定した後で取り扱いできないこととなった場合であっても、契約者は当社から契約者へ取り扱いできない旨の連絡および取り扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。なお、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(4) 当サービスによる依頼が当社所定の時間の範囲を超えたとき。</p> <p>(5)～(8)省略</p> <p>6. 当サービスに適用される為替相場については次のとおりとします</p> <p>((1)～(2)、7. 省略)</p> |
| 第12条 為替予約明細照会サービス | (新設) | <p>1. 為替予約明細照会サービスとは、契約者が当社と締結した為替予約取引(通貨オプションの行使により成立する為替予約取引をふくみます。以下同じ)の締結明細、残高明細、履行明細、および基準日時点における時価情報を契約者の為替予約取引管理のための情報として、契約者の照会に基づいて提供を行うサービスです。</p> <p>2. 当サービスにより提供される情報については、情報を提供した時点における最新の取引内容に基づく更新が行われていない場合があります。</p> <p>3. 当サービスは当社所定の時間内に限り利用可能なものとします。なお、当社はこの時間を契約者に事前に通知することなく、変更することがあります。</p> <p>4. 当サービスにおける時価情報の取り扱いについては以下の点にご留意ください。</p> <p>(1) 契約者が財務諸表等において開示する為替予約取引の時価については、契約者において公認会計士等に相談の上、契約者自身の責任において対応するものとします。</p> <p>(2) 当サービスにより提供される対象取引の時価評価額および含み損益は、基準日時点において当社が定める金利・為替レート等を利用し、当社所定の算式により算出される理論値であり、実際に取引が行われる場合における取引条件や取引結果等と一致するものではありません。</p> |
| | 以下次葉 | 以下次葉 |

| 変更箇所 | 変更前 | 変更後 |
|------------------------------|--|--|
| 第12条 為替予約 明細照会サービス | | <p>(3)当サービスは、新たな取引の勧誘を目的とするものではありません。また、当サービスは当社が新しい取引や対象取引の中途解約を保証するものではありません。</p> <p>(4)当サービスによる情報提供にあたって使用される表示項目および表示内容については、予告なしに変更する場合があります。</p> |
| 第13条 外貨預金 入出金明細照会サ ービス | 第8条 外国送金サービスの取り扱い の 12. を 第13条として独立表記 | <p>1. 外貨預金入出金明細照会サービスとは、契約者の照会に基づいて、外貨預金照会対象口座の残高・入出金明細の情報を提供するサービスです。</p> <p>2. 当社は契約者から別途申出がある場合を除き、送金支払指定口座として登録された外貨預金口座について当サービスを提供します。</p> <p>3. 当サービスでは当社が定める期間の取引内容を回答します。ただし、当社はこの期間を契約者に事前に通知することなく変更することがあります。</p> <p>4. 当社から当サービスにより回答した内容について、契約者から依頼のあった各種サービスの取引について訂正があった場合やその他の理由により変更があった場合には、内容が変更される場合があります。</p> |
| 第14条 手数料等 | 第11条 手数料等 | 第14条 手数料等 |
| 第15条 取引内容 の確認 | 条12 取引内容の確認 | 第15条 取引内容の確認 |
| 第16条 届出事項 の変更等 | 第13条 届出事項の変更等 | 第16条 届出事項の変更等 |
| 第17条 免責事項 | 第14条 免責事項 | 第17条 免責事項 |
| 第18条 海外から の利用 | 第15条 海外からの利用 | 第18条 海外からの利用 |
| 第19条 通知手段 | 第16条 通知手段 | 第19条 通知手段 |
| 第20条 サービス の休止 | 第17条 サービスの休止 1. 当社はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止時期および内容について第16条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。 | 第20条 サービスの休止 1. 当社はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止時期および内容について第19条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。 |
| | 以下次葉 | 以下次葉 |

| 変更箇所 | 変更前 | 変更後 |
|-----------------|---|---|
| 第20条 サービスの休止 | 2. ただし、本条第1項の規定にかかわらず緊急かつやむを得ない場合に限り、当社は契約者へ事前に通知することなく本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期および内容について第16条の通知手段により後ほどお知らせします。 (以下省略) | 2. ただし、本条第1項の規定にかかわらず緊急かつやむを得ない場合に限り、当社は契約者へ事前に通知することなく本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期および内容について第19条の通知手段により後ほどお知らせします。 (以下省略) |
| 第21条 サービスの廃止 | 第18条 サービスの廃止 1. 当社は、廃止内容を第16条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部または一部を廃止することができるものとします。 (以下省略) | 第21条 サービスの廃止 1. 当社は、廃止内容を第19条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部または一部を廃止することができるものとします。 (以下省略) |
| 第22条 サービス内容の追加 | 第19条 サービス内容の追加 | 第22条 サービス内容の追加 |
| 第23条 規定の変更 | 第20条 規定の変更 | 第23条 規定の変更 |
| 第24条 業務委託の承諾 | 第21条 業務委託の承諾 | 第24条 業務委託の承諾 |
| 第25条 規定の準用 | 第22条 規定の準用 | 第24条 規定の準用 |
| 第26条 解約等 | 第23条 解約等 | 第26条 解約等 |
| 第27条 譲渡・質入れ等の禁止 | 第24条 譲渡・質入れ等の禁止 | 第27条 譲渡・質入れ等の禁止 |
| 第28条 契約期間 | 第25条 契約期間 | 第28条 契約期間 |
| 第29条 準拠法と合意管轄 | 第26条 準拠法と合意管轄 | 第29条 準拠法と合意管轄 |

以上